



平成29年 5 月12日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 角 和夫
(コード番号9042 東証第一部)
問合せ先 グループ経営企画室 広報部長 中西達也
(TEL. 06-6373-5092)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年 6 月13日開催予定の当社第179回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本定時株主総会終了後の取締役会において、新たに取締役会長を選定する予定であるため、株主総会の招集権者及び議長を取締役社長から取締役会長に変更するものがあります（変更案第 15 条ご参照）。
- (2) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性を高めるため、また、相談役を選定していない現状に鑑み、相談役の選定に関する規定を削除するものがあります（現行定款第 24 条ご参照）。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (招集権者及び議長) 第 15 条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 | (招集権者及び議長) 第 15 条 株主総会は、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、</u> 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---------------------------------------|
| <u>(相談役)</u> <u>第 24 条 取締役会は、その決議によって</u> <u>相談役を選定することができる。</u> | < 削 除 > |
| 第 25 条～第 40 条 < 条文の記載省略 > | 第 24 条～第 39 条 < 条数を繰り上げ、条文は現行どおり > |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 29 年 6 月 13 日

定款変更の効力発生予定日 平成 29 年 6 月 13 日

以 上